

平成 2 6 年 第 3 回

京丹波町議会臨時会

会 議 録

京丹波町議会

平成26年第3回京丹波町議会臨時会

平成26年7月22日（火）

開会 午前9時00分

1 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 行政報告

第5 議案第51号 平成26年度 小型動力ポンプ付積載車購入契約について

第6 議案第52号 損害賠償の額の決定について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16人）

1番 森田幸子君

2番 松村篤郎君

3番 原田寿賀美君

4番 梅原好範君

5番 山下靖夫君

6番 坂本美智代君

7番 岩田恵一君

8番 北尾潤君

9番 鈴木利明君

10番 篠塚信太郎君

11番 東まさ子君

12番 山崎裕二君

13番 村山良夫君

14番 山田均君

15番 山内武夫君

16番 野口久之君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（6名）

町	長	寺尾豊爾君
副町	長	畠中源一君
参事		伴田邦雄君
参事		藤田真君
総務課	長	中尾達也君
監理課	長	木南哲也君

6 出席事務局職員（2人）

議会事務局長	堂本光浩
書記	山口知哉

開議 午前9時00分

○議長（野口久之君） 皆さん、おはようございます。

本日はご参集いただき、大変ご苦労様でございます。

ただ今の出席議員は、16名であります。

定足数に達しておりますので、これより、平成26年第3回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、13番議員・村山良夫君、14番議員・山田均君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（野口久之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時議会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されています案件は、議案第51号のほか1件です。

提案説明のため、寺尾町長ほか関係者の出席を求めました。

7月15日に総務文教常任委員会が開催され、所管事業の現場踏査が実施されました。7月17日に議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。

議会広報特別委員会には、議会だより第40号の発行をいただきました。

本日、本会議終了後、この場において全員協議会を開催します。議員の皆さんには大変ご苦労様ですが、引き続きよろしくお願いをいたします。

これで諸般の報告を終わります。

《日程第4、行政報告》

○議長（野口久之君） 日程第4 行政報告を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おはようございます。本日ここに、平成26年第3回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

今般、職員の不適切な行為が発覚しまして、平成26年6月30日付けで懲戒処分を行いましたので、ご報告いたします。

まず、事案の概要であります。平成24年度から平成25年度にわたり、京都府土地改良事業団体連合会京丹波支部及び京丹波町土地改良区連絡協議会の事務を担当した職員が、その会計事務において、適切な管理を怠り、異動後の本年4月から6月2日までの間に、両団体の資金から135万2,964円を私的に流用したものであります。既に全額返済されているところではあります。これらの行為は、地方公務員としての信用を裏切るものであり、決して許されるものではありません。以上のことから、該当の職員及び指導・監督責任のある職員を6月30日付けで懲戒処分を行ったところであります。

被処分者は、参事級職員（50歳代 男性）です。処分量定は戒告。課長級職員（50歳代 男性）、処分量定は減給10分の1、1ヶ月。課長級職員（40歳代 男性）、処分量定は減給10分の1、1ヶ月。課長補佐級職員（40歳代 男性）、処分量定は戒告。当事者である主査級職員（50歳代 男性）、処分量定は停職6ヶ月でございます。なお、主査級職員につきましては、同日付けで退職しております。

以上、報告とさせていただきますとともに、議員各位をはじめ、町民の皆様に深くお詫びを申し上げます。今後二度とこのような行為が起こらぬよう、定期的な点検管理を行うとともに、指導体制を強化し、再発の防止に努めて参ります。

《日程第5、議案第51号 平成26年度小型動力ポンプ付積載車購入契約について～日程第6、議案第52号 損害賠償の額の決定について》

○町長（寺尾豊爾君） それでは、引き続きまして、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第51号 平成26年度 小型動力ポンプ付積載車購入契約につきましては、小型動力ポンプ付積載車3台を大槻ポンプ工業株式会社から2,339万2,800円で購入しよ

うとするものであります。配属先は、瑞穂支団に2台、和知支団に1台を計画しております。

議案第52号 損害賠償の額の決定につきましては、昨年9月5日に本町役場敷地内で発生しました公用車による人身事故につきまして、被害者に対する損害賠償額が決定しましたので、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何卒慎重にご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようによりしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） これで行政報告は終わります。質疑につきましては、本会議終了後の全員協議会で行います。

議案第51号並びに議案第52号は、ただ今提案理由を説明していただいたとおりでございます。

以上、説明のとおりでございます。

これより議案第51号 平成26年度小型動力ポンプ付積載車購入契約について、補足説明を担当課長から求めます。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） それでは、ただ今上程となりました議案第51号 平成26年度小型動力ポンプ付積載車購入契約につきまして、補足説明を申し上げます。今回の小型動力ポンプ付積載車の購入につきましては、老朽化に伴う更新を行うものでありまして、購入します車両台数は3台でございます。配属先となる各部の現有車両の経過年数につきましては、瑞穂支団第4分団第4部、猪鼻及び第5分団第3部、質美下村・北久保が、平成8年導入で18年が経過をしております。また、和知支団第2分団第1部篠原・上乙見・下乙見では、2台保有しておりまして、平成6年と平成7年の導入で18年から約20年が経過している状況にあります。また、今年度国から救助資機材搭載型車両1台の貸与を受ける予定となっております。今回の購入車両3台を含めまして、本年度計4台の車両を更新することとなります。なお、貸与を受けます救助資機材搭載型車両1台の配属先につきましては、和知支団の第2分団第3部、西河内・下栗野・細谷・上栗野・仏主を予定しております。今後におきましても老朽化に伴う消防車両の更新を計画的に行うこととしておりますが、京丹波町消防のあるべき姿について、平成20年1月に京丹波町消防団組織等審議会からの答申を受けまして、京丹波町消防団の組織等についての基本方針を定めているところでございまして、その中で概ね10年を目途として、団の統合・改編も検討することとしているところで、消防車両におきましても、団の統合・再編と併せまして、今後整理をしていく予定となっております。それでは、議案を読み上げまして、説明とさせていただきます。

議案第51号 平成26年度 小型動力ポンプ付積載車購入契約について。平成26年度 小型動力ポンプ付積載車購入について、下記のとおり購入契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号並びに京丹波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例（平成17年条例第47号）第3条の規定により、議会の議決を求める。記、1 契約名 平成26年度 小型動力ポンプ付き積載車購入契約。2 契約金額 2,339万2,800円。3 契約の相手方 京都府綾部市本町7丁目67番地の2 大槻ポンプ工業株式会社 代表取締役 大槻浩平。4 契約の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条第1項第1号の規定による指名競争入札。5 契約履行場所 京都府船井郡京丹波町蒲生地内（京丹波町役場）。6 契約期間 議会の議決を得た日から平成27年1月30日まで。平成26年7月22日提出。京丹波町長 寺尾豊爾。

以上でございます。なお、この議案の後ろに今回導入します小型動力ポンプ付積載車の仕様等を付けております。また、写真につきましては、今回購入します小型動力ポンプ付積載車と同様の写真を添付いたしておりますが、一部仕様に変更がございまして、この写真の一番下の部分に写っておりますところに、シャッターを新たに設置をすることとしてございまして、真ん中に写っておりますように、左側面にありますシャッターが右側面にも設置をされまして、資機材等を保護するとともに、適切に使用ができるように、仕様を一部変更しているところでございます。また、最後に入札の結果表ということで付けさせていただいております。後ほどご確認を頂きたいと思っております。

次に、議案第52号 損害賠償の額の決定につきまして補足説明をいたします。公用自動車により人身事故に係ります損害賠償の額の決定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。損害賠償の額につきましては、総額で256万2,547円でございます。この全額を町が加入しております一般財団法人全国自治協会の自動車共済から支払われるものでございます。事故の概要でございますが、事故発生年月日は、平成25年9月5日で、事故発生場所は、京丹波町蒲生八ツ谷62番地6の役場敷地内でございます。事故の状況でございますが、平成25年9月5日の午後3時55分頃、本町の職員が本町役場の事務棟、これは企画政策課等が入る新館と呼んでおります、その事務棟と、同じく事務棟、土木建築課等の入ります別館と呼んでおります事務棟の間に駐車をしてございました公用自動車を町道方向に向けて後進させたところ、本町役場の管理業務に従事し、ごみを保管場所へ運ぶために日常的に通路として使用してございました新館の事務棟横から出てきた今回の賠償相手方に当該車両を接触させ、倒れた状態で車が乗り上げております。これによりまして、顔

面打撲、左肋骨の多発骨折等の傷害を負わせたものでございます。事故後、ドクターヘリによりまして、京都第一赤病院へ搬送され、入院をされました。その後9月19日に南丹病院に転院され、9月26日には退院をされたところでございます。その後は、近くの整骨院等へ通院をされまして、本年3月5日には仕事に復帰をされたところでございます。これまでの間におきましては、被害者方へのお見舞い、或いは回復状況の確認など誠心誠意努めて参ったところでございます。また、今回の事故を受けまして、改めまして、全職員に対し、公用車の運転に対する注意喚起と交通法規遵守の徹底を図るよう、通知を行ったところでございます。本年の5月に入りまして、症状が固定というふうに判断されましたので、損害賠償額について、話し合いを持ちましたところ、先ごろ自動車共済の方が提示をしました損害賠償額を承諾をされ、額が決定したものでございます。損害賠償の額の議会への報告につきましましては、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づきまして、議決を必要とするものでありますので、議案としてお願いするものでございます。今後におきまして、事故対応等行った場合につきましましては、速やかにご報告をさせていただきます。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより議案第51号 平成26年度 小型動力ポンプ付積載車購入契約についての質疑を行います。

山田君。

○14番（山田均君） 1点、伺っておきたいと思うんですけど、今説明の中で積載車のシャッターを両方ですね、設置するという説明があったんですが、昨年8月に積載車購入を5台しておるわけでございますけれども、そのときにも添付されております、それぞれの車両本体の価格なり、艀装費、小型動力ポンプその他付属品という形で、それぞれの金額が入っておるわけでございますが、比較をしてみますと、入札でございますので全部比較というわけにはいきませんが、車両本体価格は、307万円ということになっておりまして、小型動力ポンプは、119万円ということで同額なんですけど、比較してみますと艀装費で29万6,000円とその他の付属品で19万4,000円ということで増えておるわけですが、これが、今説明していただいた積載車の両方にシャッターを設置するというので、昨年の積載車とはそこが変更になっておるわけでございます。この部分がですね、入札でございますので、金額を確定というわけにはいきませんが、増えたというひとつの要因ということなのかどうか、伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） ただ今、山田議員がおっしゃいましたように今回新たにシャッターを反対の側面にも設置をするということでこれは、これまでからの導入後の運用等におきまして、必要性も高く要望等も出ていたことから、今回両サイドのシャッターに改めたものでございまして、この部分の艤装費が今回の入札の対象となります金額の増額部分になったものでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 併せて伺っておきたいのは、その他付属品ということで19万4,000円。同じ金額ということには当然入札ですんでいきませんが、これ併せて49万、50万円近く昨年購入した時点とは変わっておるわけで、消費税は別ということになっていますので、特にその他の付属品一式が19万4,000円増えておるんですが、特別何か新たなものが付いたということなのか、材料代が上がっておるということなのか、どういうふうに解釈したらいいんかどうか、併せて伺っておきます。同じ相手方としては大槻ポンプ工業ですんで、その辺について一つ一つ同額というわけにはいかないと思いますけども、その根拠といいますか、理由が分かっておれば、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） その他の装備につきましては、特段の大きな変更等はございませんが、主にはその品それぞれで価格の方が高騰をしているという状況にございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 2、3お聞きをしたいと思います。まず、最初に、指名入札ということで地元の業者の方を4名指名しておられて、うち3名は辞退されて、あと1名は入札書が届かないというんですか、そういう状況ということで、結果的には4社とも入札に参加されていないことになったわけですが、この理由というのは、何なのか教えていただきたいと思います。

それから、もう1点は、今回同じ車両なんですけども、3台を一括して入札しているわけなんですけども、やはり今申し上げた4社の規模というのは、こういう消防ポンプ専門の業者でもありませんので、3台一遍ということになりますと、いろんな意味で問題があったと思うんです。そういう意味では、なぜ1台ずつの入札にしなかったのか、その辺の理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（野口久之君） 木南監理課長。

○監理課長（木南哲也君） まず、一つ目の辞退理由でございます。辞退理由書が出ておるわ

けなんです、今回の入札に関しましては、希望に添える入札価格の算定が出来ませんので、今回の入札は辞退させていただきますというような理由とか、予定価格を超過するので辞退しますということでそういったような理由ばかりでございます。

それから、村山議員がおっしゃいますように、町内業者さんの参加がどうなんかという話でしたが、実際、今回の入札に関しての条件としましては、消防車両ということで登録がある方になりますので、そこをおざなりに出来ないということで、全てさせていただいております。

それから、なぜ1台ずつしなかったのかということでございますけれども、やはり3台一度の方が調達側としたら安く調達できるであろうというところでやっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 確かに、1台ごととするよりは3台一括の方が安くなるかもわかりません。ただし、地域といいますか、町の地元企業を育成するという意味では、少々の負担が出て、地元業者に入札がしやすいといいますか、参加しやすい状態にされていることが非常に大事やないかなと思います。これはちょっと横の話になるんですけども、同じように例えば土木工事の入札にしましてもですね、大型化したり、電子入札にしたり、本来の地元業者が入札がしにくい、登録がしにくい状態を作っていて、そのことがこの前の18号台風なんか起きますと、対応が出来ない、業者が少ないというような問題が起きているわけですね。だから目先の3台で、1台ごとにするより3台でのほうが安いからそうしたという、目先の利益だけでなしに長い目で見たら地元の業者を育成するという意味では、こういうやり方というのは私は非常に疑問を感じます。今後、こういうことをもう少し地元の業者なり、地元の事業が、育成できるような行政といいますか、入札を含めていろんなことをやっていく気があるのかないのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 木南監理課長。

○監理課長（木南哲也君） 村山議員、いつもなるべく分割でたくさんの人に当たるようにとおっしゃられておりまして、私もそれは同感でございます。他の公用車とかにつきましては、これも1台ずつ出る時期も別々ではあるんですが、そういった意味からも別々でやっているところでございますし、できるだけ町内の業者さんに当たるように思っているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

議案第51号 平成26年度 小型動力ポンプ付積載車購入契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって議案第51号は原案のとおり可決されました。

○議長(野口久之君) 次に、議案第52号 損害賠償の額の決定についての質疑を行います。篠塚君。

○10番(篠塚信太郎君) 今回の交通事故につきましての損害賠償の決定ということで、何点かお聞きをしたいと思います。

まず、第1点目はですね、今回の交通事故の過失割合について、お聞きをいたします。過失割合は9:1というふうに聞いておりますが、被害者に1割の過失があると認定されておりますが、被害者にどのような過失があり、1割の過失が認定されたのか、まずお聞きをいたします。この過失割合はですね、損害賠償の額に関わってきますので、総額から1割減額されていると思いますので、明確にお答えいただきたいと思います。

2点目はですね、今回の交通事故で加害者は被害者に対して、被害者に顔面打撲、これ議案書に出ていますね、左肋骨多発骨折等の傷害を負わせたということに記載をされていますが、医師の診断書による傷病名と全治何ヶ月の診断がされていたのか、お伺いをいたします。

第3点目は、損害賠償の額が256万2,547円でございますが、その内訳につきまして、治療費とか慰謝料とかいろいろあると思いますが、内訳につきまして、お聞きをします。

第4点目には、事故の状況であります。議案書では被害者に車両を接触させと記載されておりますが、先ほど総務課長が補足説明で、顔面に乗り上げたという説明があったわけですが、確かに接触したくらいでは、骨折しないわけでありまして、またドクターヘリで搬送されるような怪我もしないと考えますが、何故補足説明のような記載をしなかったん

ですか。私が聞くところによりますとね、被害者を押し倒しまして、左上半身を車輪で引き顔の上で車輪が止まった状態であったと、事故当時。ということで、そして被害者は必死にタイヤを手でのけようとして意識不明になったと聞いておるわけですが、これが事実なのか。こういう事実があるなら何故このような議案書の表現になっているのか、接触したって、こんなことはどうなんですか。事故の状況についてですね、詳しく説明を願いたい。

第5点目ですが、今回の交通事故による懲戒処分は、該当職員及び管理・監督責任者である管理職が処分を受けたと聞きますが、懲戒処分の内容と、何故公表しなかったのか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、1点目の今回の事故によります過失割合で、被害者の方の1割という過失でございますけれども、これにつきましては、従前から現場の車両が止めてあったところというのは、厳密には駐車場ということには、枠を引いて駐車場という形にはとっておりませんが、便宜上、車両を毎日止めていた状況でございます。そのため、用務をされている方に被害者の方におかれましても、通常、車がそこに止まっているということを確認をされているということから、1割の過失があるというふうに判断されたものでございます。

それから、被害者の事故の診断書の状況でございますけれども、これにつきましては、個人情報等の関係もございまして、公表はいたしておりません。

それから、今回の損害賠償額の算出の内訳でございますけれども、治療費なり入院の諸費用等の合計といたしまして、96万2,547円。それから、休業補償ということで、60万円、慰謝料が123万1,796円、その他諸費ということで入院中の諸費としまして、5万2,931円、合計で284万7,274円でございます。過失相殺ということで過失割合の10%分、28万4,727円を控除した額の256万2,547円を損害賠償額として支払うものでございます。

それから、事故の状況でございます。今回の議案につきましては、接触をして打撲、骨折等を負わせたというふうに記載をしたところでございまして、補足説明でも申し上げましたように、実際には、車両がバックしていたことに気づかずに通路に出られ、その車が後進をしてくる被害者の方に接触をし、転倒したと。ただ、接触して転倒したのか、被害者の方自らが転倒されたかというところは不明でございます。その後、転倒した被害者の方の上を車輪の片側が踏み越えていったということで、骨折等の傷害を負わせたものでございまして、その後被害者の方は一時意識がなかったわけですが、その後被害者の方は意識が戻った

という状況でございました。

議案への記載につきましては、できるだけ詳しくということで書かれておりましたが、今回、傷害を負わせたというような、かいつまんだような形での報告と、議案となってしまいました。今後におきまして、より詳細に記載をしたいというふうに考えております。

それから、事故を起こした本人への処分でございますけれども、平成25年の9月24日に京丹波町の職員懲戒分限審査委員会を開催をしまして、10月10日に町長に答申をした後、25年10月15日付けで当事者であります主事級の職員に対しまして、減給10分の1、1ヶ月の懲戒処分を行ったところでございます。なお、同時に参事級職員、管理職2名の3名に対しましても、訓告を行ったものでございます。この事案、懲戒処分の公表につきまして、今日までしていなかったことにつきましては、被害者からの要請等もございまして、公表に至らなかったものでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） まず、第1点目であります。1割の認定をしたということは、説明があったわけでありまして、加害者はですね、後進の運転でありますから、これは細心の注意をして運転する義務がありまして、その義務を怠って、歩行者に傷害を与える交通事故を起こしてしまったということでありまして、これ後方を十分確認せずに発進したと、今そのことは説明なかったですね、十分確認したかどうか。確認して出ていたら、後進した後にその被害者が出てきたということになるんですが、後進したときには被害者がその後ろにおったということも考えられるんですね、これは。一瞬の事故です。そこのところをですね、確認したかどうか。車が置いてあるだけで1割の認定をされたって、そんないい加減な答弁は認められませんね。確認せんと発進したら、これは加害者に全面的に過失があったと私は考えますので、再度この過失割合について、お聞きをいたします。

第2点目であります。個人情報なので公開しないと、診断書をね。しかし、これ公開してますやん。顔面打撲、左肋骨多発骨折等と公表してますやん。ですから、こんなことは、別にこの人の名前が出ておるわけではないんで、そんなことを議会に報告せんと、こんな議案書を出せますか、はっきりいうて。審議できますか。そんなきちとした傷病名とか、全治何ヶ月いうことを言わんと最前言われた損害賠償の額が我々が判断できますか、はっきりいうて。そんないい加減な答弁をしたらあきませんよ、本当に。議案書に事故の状況についてですね、もっと正確に詳細をですね、記載してですね、報告してください。

次、第3点目であります。入院費、治療費、休業補償、諸費、慰謝料それぞれ基準があ

ってされていると思いますが、この慰謝料の算定ですね、どのような根拠に基づいて認定をされたのか、詳細をお聞きをいたします。

次、4点目ですね、懲戒処分等に関する指針ではですね、懲戒処分を公表しなければならないということになってますが、していなかったわけでありまして、懲戒処分等に関する指針ではですね、公表内容は個人が識別されない内容のものを基本としてするという事で、先ほど町長から行政報告がありました、職員の公金の横領事件でも、これでしたら誰がどんな処分を受けたかまったく分かりませんわね。何歳代くらいで大体かなあと分かりますけどね、ほとんど特定できませんわね。プライバシーの権利が侵害される恐れがあると、被害者からそういう申し出があったという、そんなことで何の関係もないのに公表をしないというこの理由は、指針ですということになっておるんですからね。別に被害者のプライバシーがこれを公表して権利が、利益が侵害される恐れはまったくないのでね、これ条例違反ですよ、はっきりいうて。他にも公表していない懲戒処分があるんじゃないですか。はっきりしてくださいね。

以上です。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 事故当時の状況でございますけれども、加害者の職員につきましては、公務で出かけるときに車に乗り込みまして、一応後ろを確認をしているということを申しております。その後、通路の途中ですので、発進した後のことではありますけれども、発進した後に通路から被害者の方が出てこられたという部分につきましては、気づいていない状況でございました。

それから次に、診断書の公表という部分でございますが、これにつきましては、公表をいたしかねます。

次に慰謝料の中身でございますけれども、これにつきましては、共済組合の内部の判例等に基づいて、算定をされたものと伺っております。

それから、職員の処分を行ったことで公表をしなかった理由でございますけれども、元になりますのは京丹波町職員の懲戒処分等に関する指針でございますして、その中に公表の例外ということで、先ほど篠塚議員も述べられたところでございますけれども、被害者またはその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害する恐れがある場合等ということで、この等の部分を用いまして、公表しないことも差し支えないということで判断をしたところでございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 過失割合の件ですけどね、後方は確認したと。しかし、被害者には気づかなかったということは、後方確認義務を怠っていたんじゃないんですか、はっきりいうて。そんなんやったら事故起こるん当たり前ですやん。こんなもん、結果からしたら100%の10割の過失割合がありますよ、これは。被害者はね、意識を失うような事故にあってるんですよ、もっと早く気がついていたら、そんな頭まで乗り上げますか、車が。まったく後ろ見ずにバックしてますよ、これは。そんなことで、車が止まっていたことは、被害者も認識していたってそんないい加減な過失割合ね、どこにあります。ドクターヘリで搬送されてね、入院もする重症でですね、1割の過失があるというのは到底思えませんね。本当に正当な示談が成立したのか、お聞きをいたしておきます。

第2点目の個人情報との関係でですね、診断書はプライバシーで公表できないということですが、傷病名とか全治何ヶ月というのは、診断書以外に分かっておるはずなんですよ。ですから、正確な傷病名等が記載されていない議案ではですね、正当な審議ができませんので、これ議長に議案書の訂正を求めます。

次に、慰謝料でございますが、入院を要する重症でありまして、ちょっと慰謝料の額が少ないんじゃないかと考えますが、十分その辺を考慮してですね、共済組合の内部の判例でということではありますが、先ほど申しましたように、後方をまったく確認せんとこういう重大な事故を起こしたというようなことを考慮したらこの額で、そういうことも考慮してですね、額が算定されたのか、お聞きをいたします。

第4点目はですね、この議案書に記載された事故の状況と課長が補足説明でちょっとだけ顔面に乗り上げたと、乗り上げて通り過ぎたと。いや止まったんですよ、そこで。まったく議案書とですね、課長の説明と異なりますやん。こんなですね、議会軽視の議案書ではですね、これ以上審議が続けられませんね。

議長、議案書の訂正を求めます。

暫時休憩を求めます。

○議長（野口久之君） 暫時、休憩いたします。

（休憩 午前9時55分～午前10時40分）

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

先ほど、議運の中で検討いたしましたけれども、町長のほうより再度報告願いたいと思います。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 議案第52号にあります事故の状況でございますけれども、こ

の状況につきましては、補足説明をさせていただいたところでございますが、車両の接触という部分、それから賠償相手方に負わせた傷害の内容でございますが、これにつきましては、診断書を元に記載をさせていただいているものでございまして、顔面打撲、それから左肋骨の多発骨折というのが主な病状でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 議案書の訂正をしないということであれば、私はこれ以上審議は出来ませんので、退席をさせていただきます。

（篠塚君 退場）

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 今、総務課長から報告も受けたんですが、賠償額ですね256万2,546円の内訳を先ほど口頭ではあったわけですが、やはりそれがひとつの慰謝料を含めてですね、根拠になっておるんでこれくらいは詳細を文書で提出をすべきだと思うんですが、その点ですね、改めて伺っておきたいというのが1点でございます。

それから、職員の処分の問題なんですけども、先ほどからこの職員の懲戒処分等の指針の公表の例外というところで関係者のプライバシーがある。権利利益が侵害される恐れがある場合等のこの等だということなんですけども、また相手側からできるだけそういうことを公表しないようにということもあったということではありますが、相手方からですね、そういう申し出があったら今後も例外規定として扱うのかどうかということになるわけなんですけども、ちょっとこれは、やはりそういうもちろん相手方がどうかという場合もあるわけですが、今後を考えた場合にですね、こういう条例とか規則やとかそういうのに基づいてきちっと行政は対処するというのは基本だと思うんですけども、ここを緩めていくと、どんどん例外規定が出来ていくと。職員に対しても今後そういうことを起こさないように戒めていくということもありますし、厳しい公務員としての規律が求められていると、こういうことと比例すると思うんですけども、そこはやっぱり町長の姿勢がここに出てくるとお思いますので、その点はですね規則、条例そういうものに基づいてきちっと対処するというこれを基本にすると、当然だと思うんですけども、自治体として。また、公務員というのは、当然採用されたときに憲法や地方自治法に則って仕事をするという宣誓もして採用されているわけですから、それに違反すればきちっとした処分されるし公表もされると。それくらい重い立場だということに私は思うんですけども。そういうことをきちっとやるということが公平公正な行政ということで常日頃言われておるわけですから、そういう立場に立つと。これ町民に対してもきちっと責任を持つ立場だと思うんですけども、その点についてもですね、見解を伺っておきたいということ。

それから、公表の問題なんですけども、事故についても今回こういう示談を伴って議会の議決が要するというので、今回こういう形で提案されておるわけなんですけど、本来なら事故が発生した平成25年9月5日ですんで、状況が分かったらすぐにですね、議会に対しても報告すると。これ責任があると思うんですよ、それも。この辺についてももっとそういう庁内でのあり方、やり方をきちっと作っていただいてすぐに報告すると。日頃町長も何でも議会に相談すると、報告すると言われておるわけですから、やはりそういう立場に立てば、どんなことでも、ましてこういう職員の懲戒処分に関する指針というのあるわけですから、そういうものに基づいてすぐに公表したり、事故についてもきちっと報告するという姿勢を示さないと、こういう曖昧さが残ってしまうということになりますので、その点についても併せて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 情報公開、特に今回懲戒処分等に関わっての情報公開ですけれど、確かにこの議案第52号に関わっては、当時被害者の方がそういう申し出があって、そして加害者を情報公開にのせて処分なりを発表させてもらおうと、どうしても被害者も分かるだろうというような甘い判断で情報公開が出来ておりませんでした。今回のこうした議案審議を通じまして、やっぱり早いこと情報公開、これからはしていきたいというふうにもまず、思っております。その他についても、積極的にお約束しているとおりの、懲戒処分等については、特に情報公開を一層早めていきたいとそんなことを答弁しておきます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 1点目の損害賠償額等の内訳でございますが、これにつきましては、先ほどの質問の中でお答えをさせていただいたところでございまして、改めて資料という形では提供をしませんのでご理解を頂きたいと存じます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 私からも今、山田議員からありましたように、重複する部分があるかも知れませんが、町長にお伺いしておきたいと思います。

今回の事件に対する損害賠償、その中身につきましては、先ほどから篠塚議員から質問やら指摘がございまして、正確な情報を提供をしてもらうというのは当然のことでございますけれども、結果として相手のご好意やらそれもさることながら無事回復をされたということで大事に至らなかったことは、本当に良かったなあというふうに思っておりますけれども、公表を除いては当該職員の処分など人事管理面について、私どもにその権限がありませんの

で、あえて問いませんけれども、議会と執行部の関係についてですね、町長の見解をお伺いしておきたいと思います。

まず、第1点に、事故はですね、昨年9月の初旬に発生したものでございますけれども、私も含めてだと思えますけれども、議員のほとんどが聞いていなかった、また報告がされていなかったということで、何ら詳細については承知しておりませんでして、今回初めてですね、提案されて、そのことの実事が明らかになったということで、今の今まで議会に報告されなかったということで、当然総務課長からもありましたように、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づく議決事件であるということは承知の上だと思うんですけども、それにも関わらずですね、報告されなかったという理由。これまで放置しておいた理由について、改めてお聞きしたいというように思います。

それから、2点目については、町長はいつも議会と両輪でまちづくりを進めていきたい、町民目線で透明性を確保した行政運営を執行していくという立場で答弁もされて参りました。大変透明性があるということで、私もその点については、評価をしておいたわけですけども、本提案の事件も含めましてですね、他の事件もあわせ、事前に議会に報告する姿勢がまったく見られないということで、非常に残念でなりません。これまで、再三に亘って議会への事前報告を申し入れてきたにも関わらず、何故こうした事件を隠そう、内部で処理して済ませようという隠蔽とも言えるような行動をとられるのか、まさに議会に対する背信行為ではないかと私も思いますし、議会にはそれぞれチェック機能と権限が付与されている中で、議会と執行部のあり方についてどのようにお考えなのか、ご見解をお伺いしたいと思います。

3点目には、人事管理についてでございますけれども、寺尾町政になりまして、人事評価制度の導入など、職員管理とやる気を促すといいますか、やる気を起こさせるというような方策も実行されて参りました。しかしながら、何らそうしたことが活かされていないように感じられております。今後、こうした事故、事件に対する防止策について、どのような対策、対応をとられるのか、併せてお聞きしたいというように思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 再度、答弁しておきたいと思うんですが、今回の損害賠償の額が決定したことについての議会の議決を求めているわけでございますけれども、この件についての情報公開が今非常に足らなかったと、遅れたということについては、先ほども答弁させてもらったとおり、被害者の方がとにかく大袈裟にせんといってくれという表現でした。そういうことから加害者について公表すると被害者も自ずから分かるんじゃないかということで、そういう判断の誤りから皆さん方に、議会の信頼を損ねたということについては、誠に申し訳ない

し、町民の皆さんにも申し訳なく思っております。今回のことを教訓として、例えそういう申し入れがあったとしても、よく理解していただいて、すぐまず議会に報告させてもらおうと。そして、一般的な情報公開していくということでございます。人事評価等についてもですね、まだ、いろんな人事評価しております。そのことを活かすということまで至っていないということも事実でございます。いろんなことみてもらって職員はこれからも寺尾町政について、ついてきてくれるもんだというふうに確信しているわけですけど、議会のご指摘どおり、今回の第52号議案については、本来事故発生、そして懲戒処分したときに議会にまず報告して、町民の皆さんにも情報公開するということが正しかったというふうに思っております。本当に申し訳なく思っております。今後は、こういうことのないように十分しっかりと情報公開、その時点ですてまいりますので、ご理解いただけたらうれしく思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 1点、お聞きしておきたいと思います。懲戒処分をされたということで、報告を受けたわけですけども、懲戒処分というのは、いつされたのか、時期をお聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 先ほど説明の中でも申し上げましたように、10月の15日の日に実施をさせていただきました。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） 職員による公用車の適正管理運用について、質問いたします。今回の事故、昨年9月ということでそれからかなり経過しておるわけですがけれども、恐らく先ほどの説明にもありましたように、事故発生直後に職員に対する注意喚起が厳重に実施されたものであると考えます。そうした中で、議運においては、今後事故の発生が予見される場所については、特別の荷物の積み下ろし以外は、進入させないというルールを職員間で共有したということをお聞きしたんですけども、我々もつい直近ということで確実な認識は持っていないんですけども、私がこの庁舎に出入りするときに、あそこに車は止まっておらなかったという認識は一切持っていません。どうして、そういうこれからみんなで気をつけて、こんな馬鹿な事故は起こさんとかやないかという意識が共有できないのか。これについては、前総務課長、現総務課長からの指示で、職員間に伝わっていると思いますけれども、こういう意思統一したルールがどうして浸透できないのか、お伺いします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） この事故以後ですけれども、直後に事故のあったという報告について、管理職を通じ、全職員に報告をしたとともに、公用車に対します注意喚起、それから交通法規の遵守の徹底ということで、改めて全職員あてに通知をしたものでございます。特にそれ以降におきましては、全面的に駐車は禁止ということで、当然倉庫等がございますので、荷物の出し入れ等におきましては、乗り入れをするということは認めておりますし、またその際にも、保安要員をしっかりと立てて進入、それから退出の間の管理体制も図ってくるように徹底をしたところでございます。今回、議員がご指摘のように、まだしっかりとその統一した事項が守られていないという部分がありますので、この部分につきましては、徹底して守るように、遵守するように改めて通知をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） 本日議論になっております議案内容とともに私は、事故後の対応として、重要なひとつの案件と考えております。今一度そうしてみんなで気をつけて、公用車を大事に、また事故を絶対起こさないという意識を今一度共有して、厳正にルールを守っていただきますようお願いいたします。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 重なる質問になるかも知れませんが、2、3お聞きしておきたいと思えます。まずひとつは、事故の原因とその後の対策をどうされたのかということです。

もうひとつは、この事故によって、町民の方がどのような負担をされているのか分かっているかという、この2点をお聞きしたいと思えます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず1点目の事故後の対応或いは、事故の状況でございますけれども、当然事故が起こっておる関係で、事故を起こしました職員にも事情聴取は行ったところでございまして、公用車をあの位置に駐車をしているという状況から発進には当然、後進の安全の確認というものが最優先されるわけですし、当時も確認をした上で後進をさせていたということではありますけれども、最終的にはああいった事故に至っているということで、発進途中での確認等が甘かったと言わざるを得ないというふうに思っております。

その後の対応等につきましては、先ほど梅原議員にも申し上げたところでございまして、事故発生後、全面的に駐車は禁止という形で対応を行ってきたところでございます。

また、町民に対してましてですけれども、特に事故を受けて町民に対して、周知等図るといった行為は出来ておりません。通路にバリケードを置いて、飛び出しを防ぐとかそういった

対応はとっておりますけれども、それ以外の対応については、とれておりませんので今後、進入車両等の注意喚起等が出来ますような形で、対応はしていきたいというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 質問をしていることと違う内容の答えで困っているんですけど、事故は安全確認ができていなかったとこういうことなんですけど、車を運転する者は、公務員と違って安全確認をするのは当たり前のことなんです。それができていなかったということと、もしもそういう安全確認ができなくても、事故を起こさない、危機管理の体制というのが甘いのではないかと思うんです。そういうことが何故できていないのかと。先ほどからあそこを駐車禁止にするとか、荷物の積み降ろし以外には使わせないというようなお話ですけども、これ去年の9月5日に発生しているわけですね。大方9ヶ月経ってるんですけども、もしも、本当にそのようなことをされていたら、何でこんなことしはんのかということで、事故が起きたことについて、気がつくはずですけども、先ほどから他の議員の方からも、ほとんどそのことに気がついておられない。私も思っています。だから事故があった後9ヶ月間に本当にそんな体制が出来ているのかなということを思います。大事なことは、先ほどの説明の中で、被害者の方も仕事上そこに車が通るということを認識しておられた。だから1割の責任があったんだというような意味の回答があったんですけども、あの場所は、一般町民の方もずっと使われてるといいますか、出入りをしておられるわけですね。そういうことを考えるとね、大事なことは事故が起きる、安全確認をしても事故が起きるということを中心に物事を考えた危機管理が出来てない、というように思います。そういう意味では、最大の責任者というのは、施設の管理者の責任が大やと思うんです。そういう認識がなかったら、こういう事故は防げないと思います。安全運転するのは当たり前ですし、皆そうしているんです。でも、いろんな事故が起きるわけですから。やっぱり、危機管理をちゃんとして起きないようにすることが大事やと思うんですが、そういうことをもう一遍、確認しておきたいです。

それと、先ほど町民の方に注意喚起をした云々と、私はそんなこと聞いてないです。この事件によって、皆さんが事故処理とかいろんなことに対応されましたね。共済金の保険も多分税金の中から出ておるわけですね。極端に言ったら危機管理が出来てないために、町民の人が要らん負担をされたという認識があるのかなのか。これがなかったら、これから何をやってもあかんと思います。親方日の丸の考え方でやってもらったんでは、私は一番困るし、こういういろんな事故が起きることやら、そういうことというのは、親方日の丸的な感覚で

町民の大事な税金を使っているんや。たとえ1時間でもこのために協議をして、5人がおっ
たら時間給がなんぼやから何万円かかっているんや、というような感覚を持ってやってもら
わなあかんとこのように思いますが、町長この2点、どう思われるかお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 議員さんがおっしゃっているんで、そういうように見とってんやなど
いうふうに思いました。事故発生してすぐにあそこに車を止めることはならんと、問答無用
で言いました。その後、私は守られているなという認識でおりました。仮に、そういうふう
に指示したのに守られてなかったら、即刻その場で指導していたと思います。いろんな行事
があって車両が来まして、仮に一晩置くときには、バリケードはったりして、それなりのい
ろんな処置をしているなという認識で、まずおりました。このことは、そやけど徹底してい
ないというご指摘で申し訳なく思っております。100%、まず事故を再発しないためには、
あの場所に車を置かないということは私は大事だと、これは危機管理という言葉で表現でき
ると思います。

もう1点、確かにおっしゃるとおり、256万2,547円、その他諸経費合わせますと、
それらを町民の皆さんにご負担願うということで、申し訳なく思っていること、この金額に
ついては、心からお詫び申し上げたいとそんな気持ちでおります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 失礼します。今まで皆さんの質疑をお聞きしまして、重複するかもし
れませんが、1点だけお伺いいたします。

今、同党の議員さんが退席されました。その理由というのが、この事実とまったく違うん
で、本議案書では審議が続けられへんということで、私もこの質疑を聞いてまして、今後の問
題がありますので、ほんまにこのことに対しての町行政の対応をきちっと今後はするという
ことでは本当に私自身も納得できないし、この本議案を本当にきちっとした議案書にしてい
ただいて、訂正していただくなり、きちっとしたお答えがいただきたい、私も同感で思っ
ております。そのことと、もう1点は、被害者本人から私も昨日行かせてもらって、お聞きし
まして、後の後遺症もないし、ドクターヘリも最大のちゃんとした対応していただいたお陰
で本当に町行政のほうには感謝されているし、お陰さんでこうして職場にも復帰させていた
だいて、早いことさせていただいたという感謝の思いは、被害者の方から聞かせていただき
ましたし、その対応については、本当にうれしかったんですが、今さっきからもありますよ
うに、きちっとして誠実に私たちに公開していただいて、きちっと全部。本人が伏せておい

てくれと言わはただけではなしに、職員さんの懲戒処分にしても、本人さんにわからずに、私らだけでもそうして公開していただいて、言っていたかかったんですが、そのことに対してのお答えをお願いします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 議案の52号の事故の概要の状況の部分でございますが、一般的に損害賠償の額を決定する場合に、概要ということで、発生年月日なり、場所それから主な内容ということで、報告して議会の議決を得るということになっております。ここに書かせていただきましたように、若干表現としましては緩やかなと言いますか、そういう表現を使っておりますけれども、事故に至った経過等につきましては、書かせていただいているつもりでございますし、また、相手方に傷害を負わせた内容につきましても、こちらのほうにしっかりと書かせていただいたというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） もう1点だけ、さっき言ったらよかったんですが、人の噂では本当にいろんなこと流れてきますが、ほんまに命があるかどうか危機的なことやったということのを伺って、ドクターヘリが来たということも町民さんからお伺いしたんですが、そのような重篤な状況で呼んでいただいたのか、もう一度お伺いします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 事故当時につきましては、先ほど来申し上げましたような現場の状況でございまして、一刻も早く医師の診断を得るといような状況が懸命の策かというふうに判断をしたところでございまして、最も早く対応が出来るドクターヘリについて、要請をお願いします、対応をしたところでございます。

失礼しました。ドクターヘリの要請につきましては、常備消防のほうでされるものでございまして、救急車を要請する際に、現場の被害者の状況そういったことを詳細にチェックシートによりまして、詳細にまとめまして、報告をするというのが、町のほうの対応でございました。その後につきましては、広域消防の判断によりまして、ヘリの要請を頂いたところでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 私もう一度伺っておきたいと思うんですが、ひとつは、先ほどの損害賠償の内訳で、篠塚議員の質問に答えたということでしたけど、改めて、もう一度休業補償が60万円、慰謝料が123万1,796円ともうひとつあったと思うんですが、その点もう一回確認の意味で伺っておきたいというのと、職員の処分の時期なんですが、25年

10月15日に処分をしたと、事故が9月5日ということでございましたし、その職員の懲戒処分に関する指針の答申が10月の10日という説明だったと思うんですが、改めて確認の意味で伺っておきたいというのが1点と、それから事故というのは、安全運転しておっても起こすときには起こすわけなんですけど、例えば今回の場合でしたら、バックで衝突したということなんですけど、自動車にバックを入れたときにブザーが鳴るというのもあるわけなんです。まあいうたら対策として、そういうものを公用車には付けるとか、そんな検討はされておるのかどうか、ちょっと改めて伺っておきたいというように思います。

それから、今回提案に上がっております損害賠償の額については、いわゆる議会の議決を求めると、必要とされておるわけですが、先ほどもありましたけれども、保険会社から下りてくる金だということの、これは当然町民の税金を掛け金に払って、いわゆる公金というように見るべきだと思うんですね。そういう面から言いますと、相手方に払うわけですから本来なら相手方の氏名をですね、ちゃんと公表するというのが私は基本だと思うんですけども、先ほど来プライバシーの問題ということもあったわけでございますが、最低限ですね、何歳で男女どちらかなのか、それくらいのことはですね、報告すべきだと思うんですけども、その点伺っておきたいと思います。

それから、先ほどドクターヘリの関係で、消防署が判断するという事なんですけども、怪我の状況ですね、報告をして、そして消防署がドクターヘリが必要だという判断をしたわけなんで、そういうことからすると、どういうチェックシートをされたか分かりませんが、この報告されておる当該車両を接触させて、傷害を負わせていると、これで言えばドクターヘリと判断するという事は重症ということじゃなかったのか、改めてその点について、お伺いしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず1点目に、先ほど申しあげました今回の損害賠償額の内訳でございまして、改めて申し上げておきます。

治療費なり入院諸費用ということで、96万2,547円、休業補償が60万円、慰謝料が123万1,796円、その他諸費ということで、入院中におきます諸費ということで5万2,931円の合計284万7,274円でございまして、過失相殺ということで10%の28万4,727円を控除した残りの額となっております。

それから、当該職員等を含めまして処分をした時期でございまして、まず、懲戒分限審査委員会につきましては、平成25年9月24日に実施をしております、10月10日付けで町長に答申をし、15日付けで処分書を渡しております。

それから、3点目に安全対策ということで、車両等の安全対策を講じているかということでございますが、これにつきましては、車両の対しましては、そういったものは行っておりません。

それから、被害者の方であります、町内にお住まいの70歳代の女性の方でございます。

最後に、ドクターヘリの要請があったというところで、事故直後の現場の状況でございますけれども、こちらの方としましては、事故直後に被害者の方の状況、意識の有無とか、出血の有無とか、そういった被害者に対する症状ですね、そういったものをしっかりと記載をしまして、それを広域消防のほうに報告をしております。それに基づきまして、広域消防のほうでドクターヘリの出動の判断をされたものと思っております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） ドクターヘリが来るということは、一般的に私ども住民からすれば相当生死に関わると、重症だというように認識するわけでございますけれども、被害者の状況を報告したということでございますけれども、誰が報告されたか分かりませんが、その職員がしたと思うんですけども、職員の受け止め方は、そういう重症ということではなかったかどうか、改めて伺っておきたいということと、それから、安全対策のひとつとして私がバックしたときにブザーが鳴るそういうことを取り付けるのはどうなんだとお尋ねしたんですが、そういう考えはないのかどうか、順次そういうものも必要だと考えておられるのか。ただ、確認、確認と言っても、どういう場合もあるわけなんで、そういうものも付けてですね、相手に知らせる、その上で確認もちゃんとするというのもひとつの対策として必要だと思うんですけども、その点についての考え方、伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、事故のときですけれども、事故に気づきましたのは、庁内の他の職員でございまして、そのあとすぐ、総務課から救急の要請を行ったところでございます。その間に被害者の状況等を詳細に調査をしまして、情報提供を消防署のほうに行ったという状況でございます。

それから、車両の安全対策ということで、更新時のバック等のブザーというか注意を喚起するような装置等でございますけれども、公用車両、多くの車両もありまして、中にはそういったものも装備をしているものも当然ございます。そういったことで、一定公用車の管理という部分でも安全対策を講じていけるように調査もさせていただいて、対応も検討していきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

議案第52号 損害賠償の額の決定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって議案第52号は、原案のとおり可決されました。

○議長(野口久之君) 以上で本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件は、すべて議了しました。

したがって、本日の会議を閉じ、平成26年第3回京丹波町議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

ご苦労様でございました。

午前11時23分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口 久之

〃 署名議員 村山 良夫

〃 署名議員 山田 均